

議案第43号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

加西市長 高橋晴彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日より現行の被保険者証の発行を終了することから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの。